

導入促進基本計画

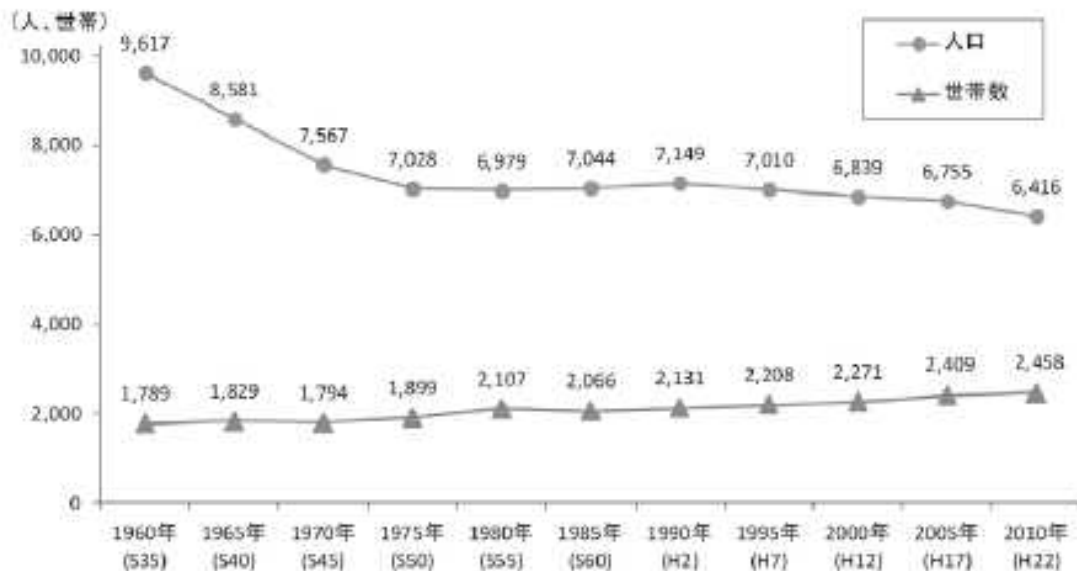
1 先端設備等の導入の促進の目標

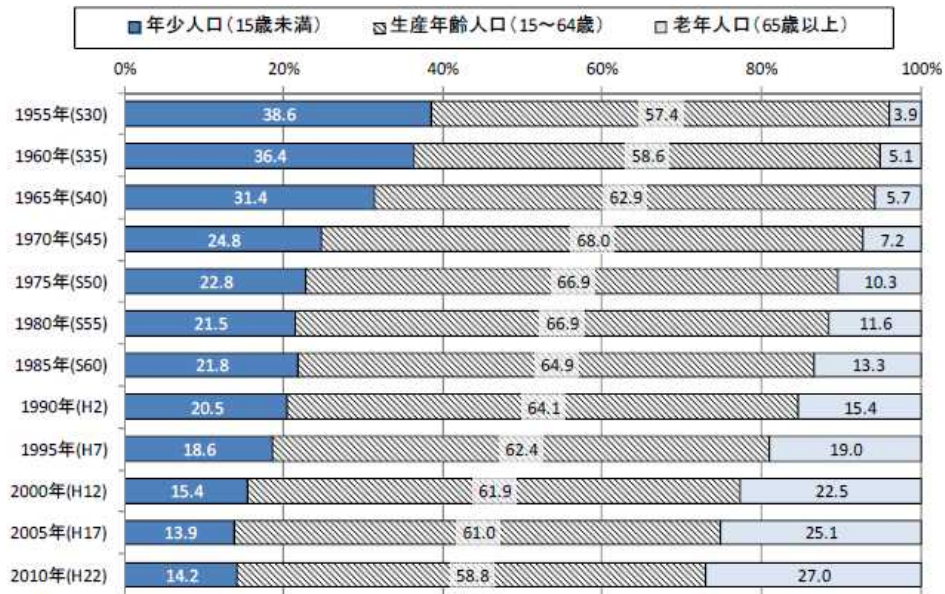
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

士幌町は、北海道十勝総合振興局管内の河東郡に所在し、十勝圏の中核都市帯広市の北方約 28 kmに位置している。町域の西北部には東大雪山系の東ヌプカウシヌプリ (1,252m) を最高峰とする山岳地帯、東部には佐倉山系の丘陵と居辺川の河岸段丘地帯があるが平地が多く農用地面積は町域全体の6割以上の約 16,000ha と農業を基幹産業とする純農村地域である。

人口は 6,132 人、世帯数は 2,479 世帯 (平成 27 年国勢調査) であり、人口は昭和 50 年から横ばい状況だったが、平成 17 年から減少のスピードが加速している一方、世帯数は徐々に増加している。また、年齢3区分人口の比率は、年少人口 (0~14 歳) は 13.8%、生産年齢人口 (15~64 歳) は 57.0%、老年人口 (65 歳以上) は 29.2% となっており、年少人口と生産年齢人口の割合が低くなる一方、老年人口の比率が高まっている。

■総人口・世帯数 (下段) と年齢3区分別人口比率 (次頁) の推移



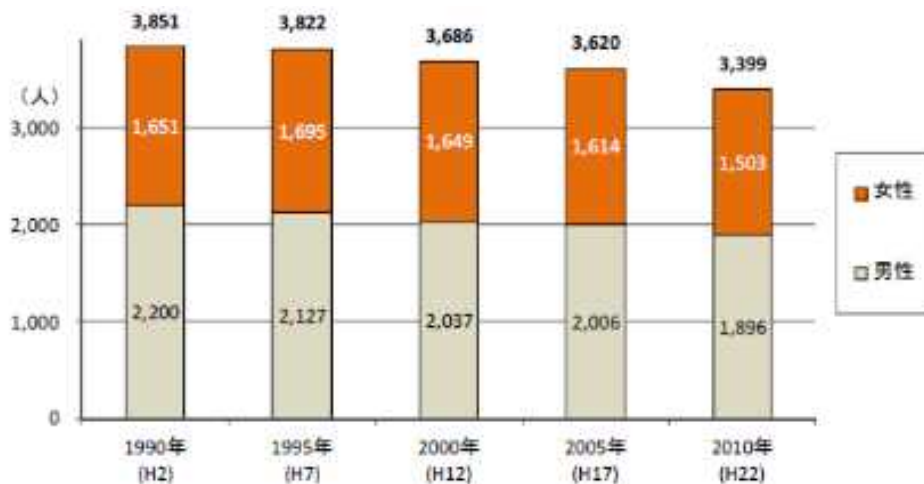


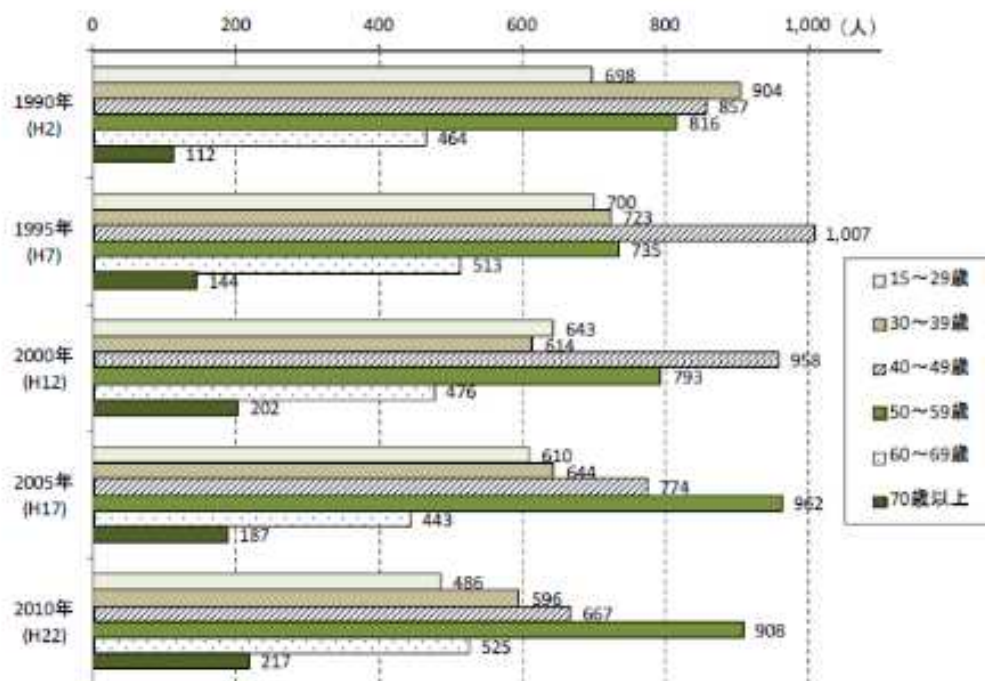
※(2つのグラフ) 国勢調査(年齢不詳は除く。)

就業者数(15歳以上)については、男女とも徐々に減少している。

年齢階層別でみると、就業者数が最も多い年齢階層は、1990年(平成2年)は30歳代、1995年(平成7年)と2000年(平成12年)は40歳代、2005年(平成17年)以降は50歳代であり、徐々に高くなっている。

■就業者数<15歳以上>(下段)と年齢階層別就業者数(次頁)の推移





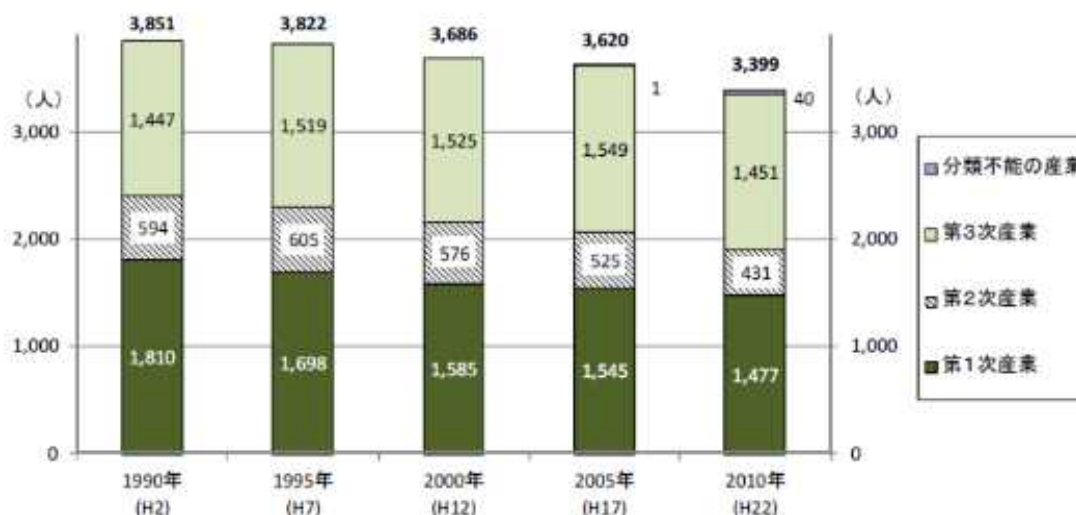
※ (2つのグラフ) 国勢調査

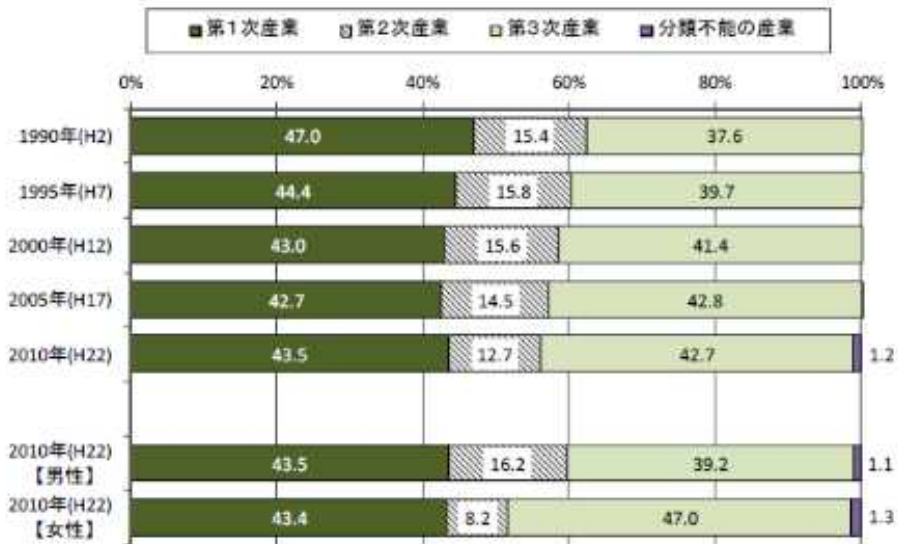
産業3区分別の就業者数については、第1次産業、第2次産業は減少傾向。第3次産業は1995年（平成7年）から増加傾向にあったものの2010年（平成22年）には減少に転じ、第1次産業とほぼ同数となっている。

構成比については、大きな変動はないが、第1次産業と第2次産業の割合が減少傾向、第3次産業が増加傾向にある。

2010年の構成比を性別でみると、第2次産業は男性、第3次産業は女性の就業が高い状況。

■ 産業3区分別就業者（下段）と構成比（次頁）の推移

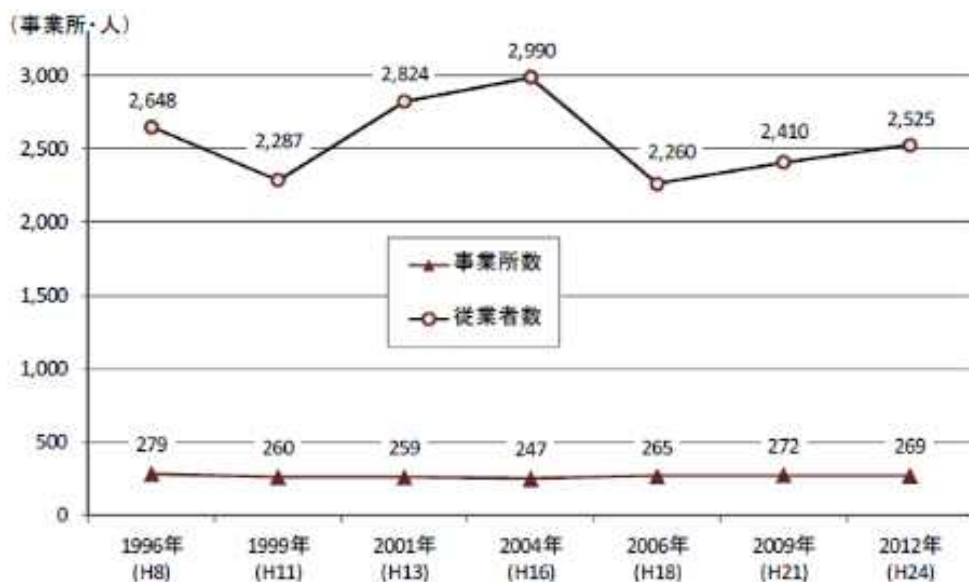


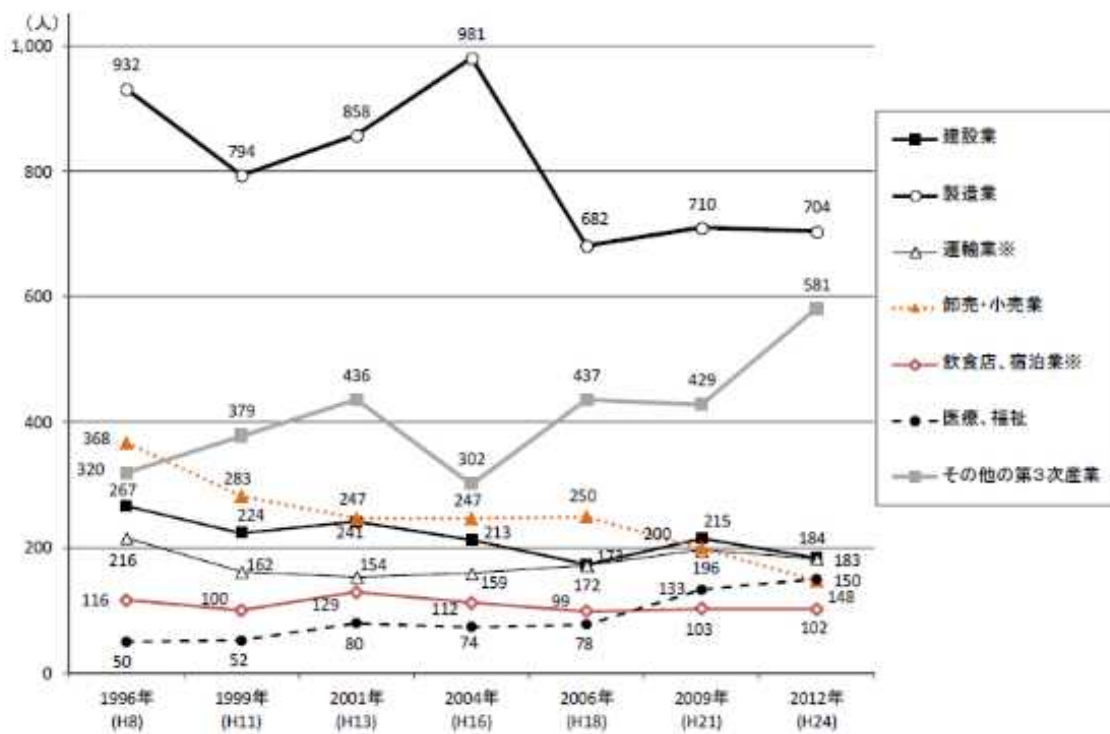
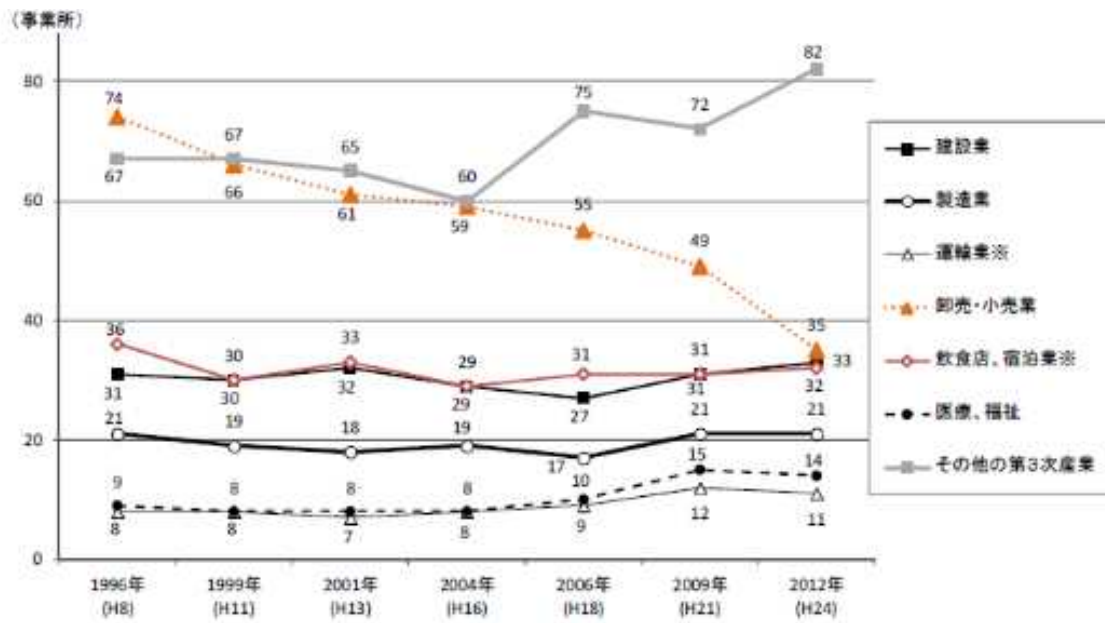


※ (2つのグラフ) 国勢調査

町内事業所数は横ばい状況が続いているが、従業者数は2,200~3,000人の間で変動している。事業所数について産業(大分類)別で見ると、その他の第3次産業の増加、卸売・小売業の減少がめだつ。従業者数についても事業所数と同様の傾向がみられるほか、製造業の減少がめだつ。

■ 民営事業所数・従業者数(下段)、産業<大分類>別民営事業所数(次頁上段)と従業者数(次頁下段)の推移





<前ページを含む3つのグラフについて>

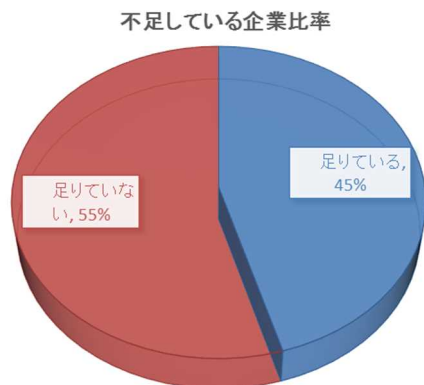
※平成8・11・13年は事業所・企業統計調査、平成16・18年は事業所・企業統計調査（新分類）、平成21年は経済センサス基礎調査、平成24年は経済センサス活動調査。

※平成21年より「運輸業」は「運輸業、郵便業」、「不動産業」は「不動産業、物品賃貸業」、「飲食店、宿泊業」は「宿泊業、飲食サービス業」に変更。

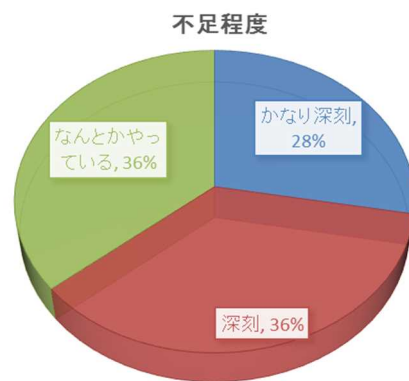
平成 29 年に実施した土幌町企業働き手不足実態調査によると、町内企業の働き手不足の状況は 55%が足りていない状況であり、その中でかなり深刻・深刻な企業はそのうち 64%に上っている。

働き手不足の影響により利益・売上が減少している企業も 25%となっており、更に増加していくことが想定される。また、業務効率化できる人材不足が半数近くの 45%を占めていることから、企業の生産性革命をいかに進めるかが課題となっている。

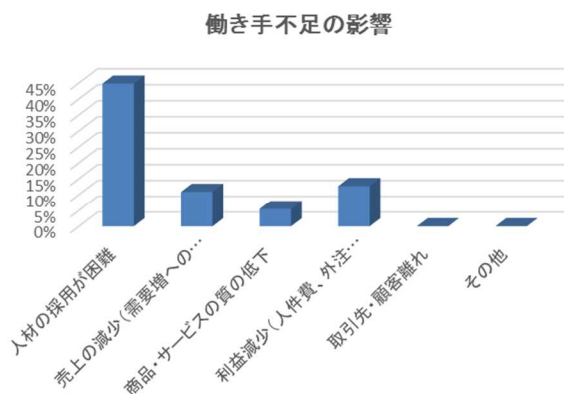
■土幌町企業働き手不足実態調査



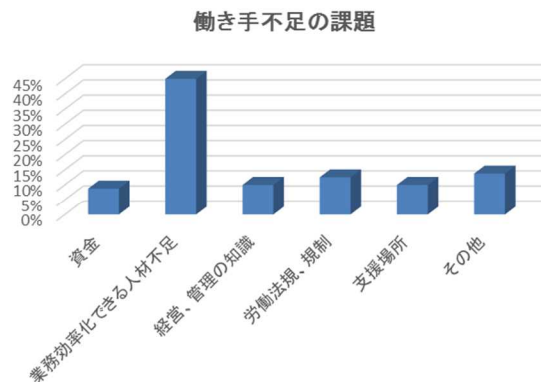
(町内企業：回答 110 件)



(町内企業：回答 61 件)



(町内企業：回答 29 件)



(町内企業：回答 80 件)

(2) 目標

人口減少は近年、より深刻化を増しているが、労働状況の変化も見逃す事が出来ない。就業者数が最も多い年齢階層が 50 歳代と高齢化している状況にあり、更には、働き手不足調査において、人材不足を感じている企業は町内の半数以上を占めており、その中でも半数以上の企業が業務効率化を求めている状況にある。

労働者の高齢化・労働力の不足を解消するためには、域内企業の労働生産性向上を支援する必要があり、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に新たに 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

※労働生産性とは、次の計算式を用いて算出する。

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{(\text{労働者数又は労働者数}) \times \text{一人当たり年間就業時間}}$$

2 先端設備等の種類

本計画において対象となる先端設備等の種類については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において対象となる地域は、北海道士幌町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象となる業種は、全業種とする。

本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる事業者については先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。